

関係団体 各位

石川県環境部廃棄物対策課長

(公 印 省 略)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

日頃より、本県廃棄物行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 268 号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 19 号）等が、平成 28 年 8 月 1 日に施行されました。

つきましては、PCB 廃棄物及び PCB 使用製品を期限までに全て処分するなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、詳しい改正内容につきましては、下記ホームページで確認してください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/pcb/index.html>

また、本件については、貴会員に対して、ご周知頂きますようお願いいたします。

○法改正の主な内容

（1）全ての事業者

- ・高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が 1 年前倒し（変更）

※石川県の場合

- ①トランス類：平成 3 4 年 3 月 3 1 日までに処分が必要
- ②安定器等：平成 3 5 年 3 月 3 1 日までに処分が必要

（2）PCB 廃棄物保管事業者

- ・処分を終えた場合の届出（追加）

（3）PCB 使用製品所有事業者

- ・上記処理期限までの処分が義務付け（追加）
- ・使用中の高濃度 PCB 使用製品の届出（追加）
- ・高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終えた場合の届出（追加）

（事務担当）

石川県環境部廃棄物対策課

指導グループ

TEL：076-225-1474